

受水槽方式による中高層建物における
各戸検針及び各戸徴収に関する要綱に基づくメーター設置基準

令和4年7月27日決裁

この基準は、岐阜市の水道を利用する中高層建物において、受水槽方式による中高層建物における各戸検針及び各戸徴収に関する要綱（令和4年7月27日決裁。以下「要綱」という。）に基づく各戸検針及び各戸徴収を適正かつ円滑に行うため、各戸メーター等の設置及び集中検針盤等の維持管理について必要な事項を定める。

1 各戸メーターの仕様及び設置については、次のとおりとする。

(1) 各戸メーターの仕様

- ア 計量法に適合し、かつ、有効期間内のものであること。
- イ 遠隔指示式で、集中検針ができるものであること。

(2) 各戸メーター設置の対象

- ア 住宅 住宅ごとに設置
- イ 共有設備 共有設備の総水量が計量できるように設置

(3) 各戸メーターの設置の条件

- ア 収納ボックスは、無施錠とし、通路に面していること。
- イ メーターは、他の配管及び、器材等の間隔を10 c m以上とること。
- ウ メーターには、部屋番号を表示すること。
- エ メーター上流に止水栓を設置すること。
- オ その他給水装置工事施行基準に準ずる。

2 集中検針盤の仕様及び設置については、次のとおりとする。

(1) 集中検針盤の仕様

- 各戸メーターと連動するものであること。

(2) 集中検針盤の設置の条件

- ア 設置箇所は、原則として1棟1箇所とする。
- イ 設置場所は1階とし、雨に当たらない常時検針が可能な場所であること。
- ウ 計量表示部の表示が読み取れる十分な明るさがあること。
- エ 郵便受けが近くにあること。
- オ 計量表示部中心までの高さは、床面からおおむね1.5メートルであること。
- カ 前面扉を開閉するための十分なスペースがあること。
- キ 表示部屋名は、実際の部屋番号と一致すること。
- ク 集中検針盤収納ボックスの鍵は、管理者の指定するものであること。